

報道関係者 各位

令和4年11月8日（火）

【照会先】

埼玉労働局総務部総務課

課長 新井 紀子

総務企画官 川又 裕子

（代表電話） 048（600）6200

埼玉労働局職員の新型コロナウイルス感染症への感染について

令和4年11月1日（火）から11月7日（月）において、埼玉労働局職員8名が、新型コロナウイルス感染症に感染していることが判明しました。

（当該職員の所属と感染確認日ごとの内訳）

11月1日（火）2名（ハローワーク大宮、ハローワーク川越）

11月2日（水）1名（さいたま労働基準監督署）

11月3日（木）2名（埼玉労働局、ハローワーク大宮）

11月5日（土）1名（ハローワーク所沢）

11月7日（月）2名（川口労働基準監督署、春日部労働基準監督署）

当該8名の職員については、業務において職員及び利用者を含め濃厚接触者はいないと判断しております。

なお、健康に不安のある方におかれましては、念のため、かかりつけ医又は受診・相談センター等までご連絡ください。